

2011年10月

原子力災害対策本部長 野田 佳彦 様  
原子力災害現地対策本部長 柳澤 光美 様  
福島市長 瀬戸 孝則 様

渡利の子どもたちを放射能から守るために  
渡利周辺の特定避難勧奨指定及び賠償に関する要望書

私たちは、渡利周辺の住民、とりわけ子どもたちを放射能から守るために以下を要望いたします。

- 1．渡利周辺の特定避難勧奨地点について、世帯ごとではなく、地区全体として指定すること
- 2．特定避難勧奨地点の指定に際して行う詳細調査について、山際の一部地域だけでなく、地区全域において再度実施すること、1cmの高さでの線量や屋内、側溝や用水路を含め、測定ポイントを増やすこと、土壌汚染についても調査すること
- 3．子ども・妊婦のいる世帯について、伊達市や南相馬市の例にあるように、一般の基準よりも厳しい特別の基準を設けること
- 4．積算線量の推定及び避難勧奨指定に際しては、原子力安全委員会の通知に従い、全ての経路の内部被ばくと土壌汚染の程度を考慮に入れること
- 5．避難区域外からの「自主」避難者への補償、残った者への補償が確実に行われるようにすること、国及び市による立替払いを実施すること
- 6．指定に際しての説明会は、決定を通知する場ではなく、住民の意見を聴取する場とし、その結果を指定の検討に反映させること

以上

氏名	ご住所（都道府県・市町村・字まで）

締め切り：10月末日

問い合わせ先：

渡利の子どもたちを守る会（Save Watari Kids） 菅野吉広 090-3982-6393

福島老朽原発を考える会 阪上武 090-8116-7155

FoE Japan 満田夏花 090-6142-1807

送り先：FoE Japan FAX: 03-6907-7219 TEL.03-6907-7217

渡利周辺（渡利・小倉寺・南向台）は、線量の高い状況が続いており、側溝や用水路などでは、驚くほどの値が計測されています。周囲を山林で囲まれた地形の特性から、雨により放射能が拡散する効果は期待できず、逆に周囲の山林から、常に放射能を含む土壌が供給される状況にあります。

国や福島市は、除染を計画的に行うとしています。しかし、福島市の計画でも、2年かけて1 $\mu$ Sv/時にしかならず、山林は目処が立っていません。除染モデル事業も効果は限定的です。長期的な除染の間に子どもや妊婦を優先的に避難させること、すなわち除染と避難の両立が求められています。

特定避難勧奨地点に指定されると、避難するか否かを選択することができ、免税措置や東電による賠償を確実に受けることができます。コミュニティの分断を避けるためにも、地点ではなく地区全体の指定が求められています。

また、国が定めた避難区域外からの「自主」避難者への補償、線量の高いこの地区に残った者への賠償が確実に実行される必要があると考えます。

1．渡利周辺の特定避難勧奨地点について、世帯ごとではなく、地区全体として指定すること

（理由）渡利周辺は地区全体の線量が高く、山林から放射能を含む土壌が常に供給されるという特性があります。また、世帯ごとの指定は、伊達市で問題になったようにどうしてもコミュニティを分断してしまいます。

2．特定避難勧奨地点の指定に際して行う詳細調査について、山際の一部地域だけでなく、地区全域において再度実施すること、1cmの高さでの線量や屋内、側溝や用水路を含め、測定ポイントを増やすこと、土壌汚染についても調査すること

（理由）国が詳細調査を行った地点ではないところで、指定基準に近い値が計測されています。また1cmの高さでの線量が異常に高い地点や屋内でも線量が高いケースがあります。そのような状況も考慮すべきです。

3．子ども・妊婦のいる世帯について、伊達市や南相馬市の例にあるように、一般の基準よりも厳しい特別の基準を設けること

（理由）全域の除染にはどうしても時間がかかります。その間に、子どもたちや妊婦が優先的に避難できるよう、環境をつくる必要があります。子ども・妊婦のいる世帯については、南相馬市では、50cm高で2.0 $\mu$ Sv/時が、伊達市では2.7 $\mu$ Sv/時といった基準が適用されました。

4．積算線量の推定及び避難勧奨指定に際しては、原子力安全委員会の通知に従い、全ての経路の内部被ばくと土壌汚染の程度を考慮に入れること

（理由）原子力安全委員会7月19日付通知は積算線量に内部被ばくを考慮するよう求めています。外部被ばく線量だけで決められている状況が続いています。

5．避難区域外からの「自主」避難者への補償、残った者への補償が確実に行われるようにすること、国及び市による立替払いを実施すること

（理由）現在、「自主」避難についての賠償範囲の指針作りが、政府の原子力損害賠償紛争審査会で議論されています。4月22日以降の避難に対する補償は、盛り込まれないおそれが高まっています。これにより、線量が高い地域に残らざるを得なかった住民への精神的損害に対する慰謝料についても、十分に認められない可能性があります。

6．指定に際しての説明会は、決定を通知する場ではなく、住民の意見を聴取する場とし、その結果を指定の検討に反映させること

（理由）大波地区の説明会では、住民から特定避難勧奨地点の指定についてさまざまな疑問が出されましたが、これに対して十分答えることなく、指定なしの一方的な通知の場に終わってしまいました。住民の意見や疑問をきちんと聞いたうえで、それを指定の検討に反映させるべきです。